

# 「直方市 市民活動保険」の御案内

2020.06.01

## 【市民活動保険とは】

自治会・町内会・各種ボランティアの地域活動は、「生き生きした まちづくり」に欠かせないものです。

しかし、こうした善意の活動にも危険はついてまわり、「思わぬ事故」によりケガや損害賠償といった問題が発生することがあります。

このような時の補償を行うのが「直方市 市民活動保険制度」です。

## 1. 保険会社との契約

直方市が全額を負担し保険会社と契約を結びますので、市民の皆様の負担はありません。また、契約に際して「団体の名簿」等の提出の必要はありません。

## 2. 用語の定義

- (1) **市民** 直方市内に在住し、在勤し、又は在学する者。
- (2) **市民団体** 市内に活動の拠点を置き、自主的に5人以上で構成された公益性のある市民活動を継続的かつ計画的に行う団体であって、その構成員の7割以上が市民であるもの。
- (3) **市民活動**
  - ア 市民団体が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会教育活動等であって、市民が本来の職務を離れて自主的に無報酬（参加に要する費用の実費を弁償される場合を含む。）で行う公益性のある活動。ただし、政治、宗教又は営利を目的とするものを除く。
  - イ 市、市が出資する法人又はこれに準じるものとして市長が認める団体（以下「市等」という。）が主催する公益性のある行事に、市民団体又は市民が無償（参加に要する費用の実費を弁償される場合を含む。）で参加する活動。
  - ウ 具体的な活動事例については「4. 市民活動の具体例」をご覧ください。
- (4) **スタッフ** 市民活動の実施に伴い、その運営に従事する市民団体の構成員、指導者、指導者の補助員。
- (5) **参加者** 市民活動に参加中の市民及び市民以外の者をいい、当該活動の観覧者や応援者は含まない。
- (6) **賠償補償対象者** 市民活動を実施する市、市が出資する法人又はこれに準ずる団体、市民団体及びスタッフ。
- (7) **傷害補償対象者** 市民活動のスタッフ及び参加者。

## 3. 対象となる団体等

市、市内に活動の拠点を置く市民団体（原則として5人以上の市民によって組織されたもの）及び当該団体の構成員並びにこれらが行う事業等に直接参加する個人。

※ボランティア人口の詳細把握、ボランティア登録、名簿作成等を行っていない。補償対象者の事前の登録は行わない。

#### 4. 市民活動の具体例

地域社会活動	自治会・町内会活動、防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他公共施設の清掃）、資源ごみの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全運動、害虫防除・駆除の環境衛生活動等及びこれらのための準備活動
青少年健全育成活動	子供会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動、家庭・地域文庫活動、非行防止パトロール活動等及びこれらのための準備活動
社会福祉・社会奉仕活動	在宅高齢者・身体障がい者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、社会福祉施設援護活動（植樹等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理容・美容、マッサージ、通園の送迎の介助、カウンセリング、点訳、リーディングサービス等）、声かけ運動等及びこれらのための準備活動
社会教育活動	老人クラブ活動、PTA活動（学校管理下の活動は除く。）、レクリエーション活動、文化活動等及びこれらのための準備活動
市主催事業等への協力参加	市内一斉清掃、防災訓練、各種イベント等へのボランティア協力等

#### 5. 保険対象外の市民活動

- (1) スポーツ活動（実施形態により「指導者」には適用の場合あり）
- (2) 園児、児童、生徒を対象とした学校管理下での活動
- (3) 山岳・海難救助活動、災害救助活動等の災害現場における救助活動
- (4) 銃器を使用する害獣駆除活動
- (5) 森林活動で野焼き・山焼きを行うもの
- (6) 趣味、嗜好による活動

#### 6. 対象となる事故及び補償の範囲

〔損害賠償責任 事故〕・・・他人に損害を与えた場合

市民活動中に参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害が発生した場合に、賠償補償対象者が当該被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故で、補償の範囲は次に掲げるとおり。

- (1) 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬儀料、死亡による遺失利益、慰謝料、財物に係る修理代等
- (2) 市長の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停に要した費用
- (3) 損害の防止又は軽減のため有益な応急又は緊急の処置に要した費用

〔傷害 事故〕・・・自分が負傷した場合

市民活動中に傷害補償対象者が負傷し、又は死亡するに至った事故。

**特記事項**

- ① 日射や熱射による熱中症等も対象

- ② 所定の場所と自宅との通常の経路における往復中も対象
- ③ 軽微なケガ（保険金が少額）の場合は、医師の診断書は不要
- ④ 宿泊を伴う活動も対象（ただし国外は除く。）

## 7. 補償の対象にならないもの

- (1) 損害賠償責任事故で次に掲げるもの
  - ア 賠償補償対象者の故意によるもの
  - イ 戦争、革命、内乱、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによって生じたもの
  - ウ 地震、噴火、洪水その他の自然現象に起因するもの
  - エ 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係るもの
  - オ 賠償補償対象者が占有し、所有し、若しくは管理する車両（原動力がもっぱら人力によるものを除く。以下同じ。）又は動物によるもの
  - カ その他特約条項で補償の対象としない旨の定めがあるもの
- (2) 傷害事故で次に掲げるもの
  - ア 傷害補償対象者の故意又は重大な過失によるもの
  - イ 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの
  - ウ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
  - エ 傷害補償対象者による車両の酒酔い運転又は無資格運転によるもの
  - オ 戦争、革命、内乱、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによって生じたもの
  - カ 地震、噴火、洪水その他の自然現象に起因するもの
  - キ 核燃料物質（使用済燃料を含む。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有害な特性によるもの
  - ク けい部症候群（むちうち症）又は腰痛で他覚症状のないもの
  - ケ 細菌性食中毒
  - コ その他特約条項で補償の対象としない旨の定めがあるもの

## 8. 補償内容

- (1) 賠償事故に係る補償金の種類及び限度額

補償金の種類	支払限度額		免責金額
身体賠償	1人につき限度額	1億円	1万円
	1事故につき限度額	3億円	
財物賠償	1事故につき限度額	1,000万円	1万円
保管物賠償	1事故につき限度額	100万円	1万円

- (2) 傷害事故に係る補償金の種類及び限度額

補償金の種類 (1人あたり)	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	300万円
後遺傷害 補償金	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内	後遺障害の程度により、300万円の

	に傷害保険普通保険約款に掲げる後遺障害を生じた場合	3～100%
入院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力に支障をきたして入院の場合 ※ 当該傷害事故の発生日から起算して180日を限度とする。	(1日) 3,000円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力に支障をきたして通院の場合 ※ 当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間において90日を限度とする。	(1日) 2,000円

### 【留意点】

1. 事故発生の場合は、当事者間での示談等を行わず、団体代表者を通して速やかに御一報ください。
2. 可能な限り、事故発生時の現場写真を撮っておいてください。
3. 補償の適用については、保険会社の判断によりますので、全ての事故が対象となる訳ではないことを御理解下さい。

〔連絡先〕 直方市役所 防災・地域安全課 (防災・地域安全係)

TEL 0949-25-2223

FAX 0949-24-3812

E-mail [n-shiminkyodo@city.nogata.fukuoka.jp](mailto:n-shiminkyodo@city.nogata.fukuoka.jp)